

「スペイン国産レモン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成8年9月17日付け 8 農産第5863号農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表 8 年 9 月 17 日 8 農産第5863号

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の付表第8</u>のスペイン国産レモン並びにネーブル種及びバレンシア種のスウィートオレンジの生果実に係る植物検疫の実施については，昭和63年11月29日農林水産省告示第1886号（以下「告示」という。）に規定するもののほか，この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 (1)<u>告示4の（1）</u>の低温処理施設は，次の条件を満足しているものとする。 ア〔略〕 イ〔略〕 (2)<u>告示4の（1）</u>の低温処理コンテナは，次の条件を満足しているものとする。 ア〔略〕 イ き裂，損傷等がなく，<u>検疫有害動植物</u>の分散のおそれがないものであること。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の1の項</u>のスペイン国産レモン並びにネーブル種及びバレンシア種のスウィートオレンジの生果実に係る植物検疫の実施については，昭和63年11月29日農林水産省告示第1886号（以下「告示」という。）に規定するもののほか，この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 (1)<u>告示3の（4）のア</u>の低温処理施設は，次の条件を満足しているものとする。 ア〔略〕 イ〔略〕 (2)<u>告示3の（4）のイ</u>の低温処理コンテナは，次の条件を満足しているものとする。 ア〔略〕 イ き裂，損傷等がなく，<u>有害動物及び有害植物</u>の分散のおそれがないものであること。

改 正 後	現 行
3 検査及び消毒の確認 (1)低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒の実施の確認 告示5の(2)のアの消毒の実施の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) ↳ [略] (ウ) イ 輸出検査の確認 (ア)告示5の(1)の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、<u>検疫有害動植物</u>、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 (イ) [略] ウ <u>植物検疫証明書</u> 植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと並びにイの(ア)により<u>検疫有害動植物</u>、特にチチュウカイミバエがないことを確認したときは、植物検疫証明書の<u>余白</u>に、氏名を記入し、押印するものとする。	3 検査及び消毒の確認 (1)低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒の実施の確認 告示3の(4)のアの消毒の実施の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) ↳ [略] (ウ) イ 輸出検査の確認 (ア)告示3の(3)の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、<u>有害動物及び有害植物</u>、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 (イ) [略] ウ <u>植物検疫証明書の付記</u> 植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと並びにイの(ア)により<u>有害動物及び有害植物</u>、特にチチュウカイミバエがないことを確認したときは、植物検疫証明書の<u>スペイン国植物防疫機関が行う署名の下</u>に、氏名を記入し、押印するものとする。

改正後	現 行
(2)低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認 (ア) <u>告示5の(1)</u>の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、<u>検疫有害動植物</u>、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 (イ) [略] イ 消毒の実施の確認 <u>告示5の(2)のイ</u>の輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) 〽 [略] (エ) (オ) スペイン国植物防疫機関により植物検疫証明書に<u>告示6の(2)</u>の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。 ウ 消毒の終了の確認 <u>告示5の(2)のイ</u>の輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して	(2)低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認 (ア) <u>告示3の(3)</u>の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、<u>有害動物及び有害植物</u>、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 (イ) [略] イ 消毒の実施の確認 <u>告示3の(4)のイ</u>の輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) 〽 [略] (エ) (オ) スペイン国植物防疫機関により植物検疫証明書に<u>告示5の(2)</u>の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。 ウ 消毒の終了の確認 <u>告示3の(4)のイ</u>の輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して

改 正 後	現 行
行うものとする。 (ア) <u>告示 6 の (2) の封印の記号・番号を植物検疫証明書の記載と照合するとともに、当該封印が破れていないことを確認すること。</u> (イ) [略] エ <u>植物検疫証明書</u> 植物防疫官は、アの (ア) により<u>検疫有害動植物</u>、特にチチュウカイミバエがないこと、イにより告示 4 の消毒が開始されたこと並びにウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の<u>余白</u>に、氏名を記入し、押印するものとする。なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該コンテナー詰生果実は、スペイン国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。	行うものとする。 (ア) <u>告示 5 の (2) の封印の記号・番号を植物検疫証明書の記載と照合するとともに、当該封印が破れていないことを確認すること。</u> (イ) [略] エ <u>植物検疫証明書の付記</u> 植物防疫官は、アの (ア) により<u>有害動物及び有害植物</u>、特にチチュウカイミバエがないこと、イにより告示 4 の消毒が開始されたこと並びにウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の<u>スペイン国植物防疫機関が行う署名の下に</u>、氏名を記入し、押印するものとする。なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該コンテナー詰生果実は、スペイン国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。
4 <u>こん包</u> 告示 6 (1) のこん包に<u>通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。</u> ア <u>通気孔に網 (孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。)</u> が張られているこん包を使用する。 イ <u>生果実をこん包に収納する前に包装材料 (通気孔を設けて</u>	4 <u>こん包</u> 告示 5 の (1) のこん包に<u>通気孔を設けた箱を使用する場合には、当該箱に収容する前に当該生果実をこん包材料 (通気孔を設けているものにあつては、その通気孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。)</u> で包み込み、又は通気孔に網 (孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。) が張られてい

改 正 後	現 行
<u>いるものにあつては、孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。)</u>で包み込む。 <u>ウ コン包又は束ねたコン包全体を網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆う。</u> 5 表示 <u>告示 7 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、コン包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u> (1) 輸出植物検疫の終了の表示 〔様式略〕 (2) 仕向地の表示 〔様式略〕	<u>るものを使用するものとする。</u> 5 表示 <u>告示 6 のコン包の表示は、次の様式によるものとする。</u> (1) 輸出植物検疫の終了の表示 〔様式略〕 <u>(注) 寸法は、おおむね、縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。</u> (2) 仕向地の表示 〔様式略〕 <u>(注) 寸法は、おおむね、縦 5 センチメートル、横 18 センチメートルとする。</u>

改正後	現行
6 輸入検査 (1)〔略〕 (2)植物検疫証明書が添付されていない場合、<u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。）</u>には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 〔略〕	6 輸入検査 (1)〔略〕 (2)<u>告示3の（3）の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の封印がなされていない場合、告示6の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。）</u>には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 〔略〕